

「農産物の物流革新調査事業」の委託に関する  
企画提案募集要領

宮崎県（以下「県」という。）が実施する「農産物の物流革新調査事業」（以下「本事業」という。）に係る委託先事業者の選定に当たり、この要領に基づき企画提案募集を行う。

1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響で、ドライバー不足等の問題が加速化・変化し、本県農産物の持続的な物流への不安が高まるとともに、「新たな生活様式」に対応した輸送体制への変革が求められている。

そこで、持続可能で効率的な農産物輸送の実現に向けて、各種調査を実施し、課題解決に向けた検討を行う。

2 事業の概要

別紙「業務仕様書」のとおり

3 委託期間

契約締結の日から令和3年3月22日まで

4 見積額の上限

10,674,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

5 参加資格要件

(1) 応募者の資格要件

企画提案に参加できる者は、次のすべての要件を満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- ③ 企画書等の提出時点において、国及び地方自治体から指名停止の措置を受けていないこと。
- ④ 事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

## 6 企画提案書等の提出

### (1) 提出資料

#### ア 企画提案書

- (ア) 企画提案書（A4サイズ）とする。
- (イ) 仕様書の趣旨を踏まえ、分かりやすい表現で具体的に作成すること。

#### イ 見積書

- (ア) A4サイズで任意様式とする。
- (イ) 盛り込むべき内容
  - ・本事業の履行に要する経費をすべて盛り込み、見積額の上限（4「見積額の上限」を参照）の範囲内で見積もること。
  - ・事業の内容及びそれに伴う経費をできるだけ具体的に明記すること。
  - ・数量、単価等、積算根拠についても明らかにすること。

#### ウ 添付資料

- ・定款又は規約の写し

#### エ その他の書類

会社概要や本事業の実施に関して参考となる資料があれば、提出すること。

### (2) 提出方法

#### ア 提出部数

正本1部、副本（コピー）8部

#### イ 提出期限

- (ア) 持参する場合  
令和2年9月25日（金）の午後5時までに下記担当課に提出すること。
- (イ) 郵送する場合

郵送用封筒に「企画提案書等在中」の旨を朱書きして、令和2年9月25日（金）までに下記提出先に到達するように送付すること。

#### ウ 提出先

〒880-8501

宮崎市橘通東2丁目10番1号宮崎県庁1号館2階  
宮崎県農政水産部農業連携推進課 輸出・流通担当

### (3) 留意事項

- ア 提案書等は提案者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書換え、引換え及び撤回は認めないものとする。また、提出された書類は返還しないものとする。
- イ 虚偽の記載をした提案書等は、無効とする。
- ウ 委託契約額の上限を超える提案書等は、無効とする。
- エ 参加資格要件を満たさない者又は委託先事業者を選定するまでの間に参加資格要件を満たさなくなった者が提出した提案書等は、無効とする。
- オ 提案書等の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

## 7 審査の実施

### (1) 審査

審査は、提出された提案書等について行い、下記の点を総合的に勘案して、契約の相手方を決定するものとする。

- ・本事業の実施に必要な組織運営体制
- ・本事業に類似した業務実績の有無
- ・企画内容
- ・見積金額（費用積算内訳）

### (2) 審査結果通知

審査の結果は、全ての提案者に対し文書で通知するものとする。

## 8 契約の締結

### (1) 契約締結の手続について

ア 審査の結果、契約の相手方を決定したときは、県は契約の相手方から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認し、宮崎県財務規則（昭和39年3月21日規則第2号）に定める随意契約の手続により、契約書を取り交わすものとする。

イ 契約に係る業務委託契約書は、契約の相手方が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本事業の目的達成のために必要と認められる場合には、県と契約の相手方との協議により、提案内容を一部変更した上で、業務委託契約書を作成することがある。

### (2) 契約保証金について

契約の相手方は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。

ただし、宮崎県財務規則第101条の第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

### (3) 委託費の支払いについて

概算払とする。

## 9 企画提案募集に関する質問の受付及び回答

(1) 本事業の内容など企画提案募集に関する質問は、質問票（別紙2）により、下記担当課宛にファクシミリ又は電子メールで、令和2年9月11日（金）午後5時までに提出すること。

(2) 回答は、その都度、質問事項を提出した者にファクシミリ又は電子メールにて回答するものとする。

なお、県担当課が応募者全員に了知すべきと判断した質問及び回答の内容については、宮崎県ホームページにその内容を掲載する。

## 10 その他

- (1) 提案に要する費用は、全て提案者が負担する。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 決定した業者と業務打合せを行い、委託契約を締結する。契約手続きに要する費用は業者負担とする。
- (4) 業務実施に当たっては、宮崎県農業連携推進課と緊密な連絡を取りながら進めることとし、疑義が生じた場合には、直ちに協議することとする。

## 11 スケジュール（予定）

- (1) 実施公告 令和2年9月1日（火）
- (2) 質問受付期限 令和2年9月11日（金）午後5時まで
- (3) 企画書等の提出期限 令和2年9月25日（金）午後5時まで
- (4) 審査結果通知 令和2年10月上旬

## 12 担当課（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒880-8501

宮崎市橘通東2丁目10番1号宮崎県庁1号館2階

宮崎県農政水産部農業連携推進課 輸出・流通担当

電話 0985-26-7847

FAX 0985-26-7332

E-mail [nogyorenkeisuishin@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:nogyorenkeisuishin@pref.miyazaki.lg.jp)

(別紙)

「農産物の物流革新調査事業」の委託に関する  
企画提案募集質問票

宮崎県農政水産部農業連携推進課

輸出・流通担当 宛て

FAX 0985-26-7332

E-mail nogyorenkeisuishin@pref.miyazaki.lg.jp

事業者名

担当者名

連絡先 TEL

FAX

質問事項	
該当ページ等	
質問内容	
回答 ※農業連携推進課 が記入	

- 注)
- ・ 質問事項は、要点を簡潔に記載すること。
  - ・ 該当ページ等には、募集要項や仕様書などの資料名（ページ）を掲げ、内容を明確にすること
  - ・ この質問票は、ファクシミリ又は電子メールで送付すること。